

## 千葉地方裁判所委員会（第27回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

### 1 日 時

平成22年3月4日（木）午後1時15分から午後3時30分まで

### 2 場 所

千葉地方裁判所新館大会議室

### 3 出席者

#### 【委員】

（1号委員 8人）

青木佐登至（千葉テレビ放送株式会社），林陽一（千葉大学），杉田百合美（浦安市婦人の会），熊野裕二（日本放送協会千葉放送局），野村徹（千葉銀行），小池よね子（千葉市），前田宏子（調停委員），田中宏行（八千代商工会議所）

（2号委員 2人）

錦織明（弁護士），川畑愛（弁護士）

（3号委員 1人）

小池充夫（千葉地検総務部長）

（4号委員 2人）

安井久治（千葉地裁所長），古田浩（千葉地裁刑事部総括判事）

（オブザーバー 1人）

川島洋一（千葉地裁裁判員調整官）

#### 【運営委員会構成員】

長谷川誠（千葉地裁民事部総括判事），小杉正実（千葉地裁民事首席書記官），赤坂清貴（千葉地裁刑事首席書記官），西澤光男（千葉地裁事務局長），高橋伸生（千葉地裁総務課長），中越一英（千葉地裁総務課課長補佐）

### 4 議 事

#### (1) 報告事項

第26回議事概要は，その内容について各委員の了承を得た上，下級裁ホームページに掲載するとともに，千葉社会部記者クラブ及び千葉民間放送テレビ記者クラブ加盟各社（千葉日報，共同通信，毎日，時事通信，産経，NHK，東京，読売，朝日，日本テレビ，TBS，テレビ朝日，フジテレビ，千葉テレビ）に交付する方法により公開された。

#### (2) 意見交換【発言要旨は別紙のとおり】

テーマ1「裁判員制度開始後半年を経過した状況」

テーマ2「過払金返還請求事件の実情」

#### (3) 千葉地方裁判所委員会（第28回）の開催について

ア 意見交換テーマ

【了承事項】

第28回の当委員会における意見交換テーマを「不動産競売手続について」、「裁判員裁判の実情」とする。

イ 開催期日

【了承事項】

第28回の当委員会の開催日を平成22年9月17日（金）午後1時15分から午後3時30分までとする。

5 配布資料

- (1) 進行次第
- (2) 席図
- (3) 千葉地方裁判所委員会委員名簿（平成22年3月4日現在）
- (4) 参考資料

ア 質問票

イ 裁判員裁判対象事件起訴件数

ウ 千葉地裁の裁判員裁判の実施状況

エ 裁判員等選任手続に関する状況

オ 調査票の返送・回答状況について

カ 「裁判員制度の運用等に関するアンケート」

平成21年8～11月分調査報告書

キ 過払金返還請求事件について

ク 利息制限法

以上

(別紙)

(2) 意見交換

(◎：委員長，○：委員，□：運営委員等，△：オブザーバー)

○テーマ1「裁判員制度開始後半年を経過した状況」

◎ まず、事前質問票の改訂について、ご報告させていただく。

前回の委員会で、委員の方から「事前質問票の2ページのレ点を付けるマスの大きさがバラバラであり、どこにチェックをすればよいか分かりにくい。」という指摘をいただいたので、事前質問票の書式を変更した。

前の書式の在庫が切れた今年から新書式を使用しているが、チェック漏れは減っているのので、非常に効果的であったと考えている。

◎ 続いて、これまでに実施した裁判員裁判の実施状況について、担当者から説明する。

□ (新受人員)

検察庁が出している統計に基づくと、5月21日以降に起訴された裁判員裁判の対象事件の数は、12月31日までの約7か月間で、全国で1212件となっている。うち千葉地裁に起訴されたものは120件で、裁判員裁判を取り扱う裁判所別では全国第1位、全国の約1割となっている。ここ数年、全国的には対象事件の減少傾向が見られるが、千葉地裁では、去年は216件で、一昨年の172件よりも増加した。

罪名別に見ると、千葉地裁では、覚せい剤取締法違反の事件が最も多く、相変わらず特徴的な点であり、全国の件数である90件の3分の1以上を占めている。

なお、今年の千葉地裁は、2月までの間に21件の裁判員事件を受理している。  
(終局件数)

次に、千葉地裁で行われた裁判員裁判についてであるが、昨年9月に2件、11月に4件、12月に7件、1月に11件、2月に12件、合計で36件の裁判員裁判が行われた。

千葉地裁では、多くの事件では裁判員選任手続に引き続いて、同じ日に公判期日を開いているが、中には別々の日に行っている例もある。裁判員候補者のアンケートを見ると、裁判員選任手続と公判期日を別々にすれば、裁判員に選任されてからスケジュールを調整できるので便利であるという意見を持っている方も少数ながらいた。

審理日数は3日から5日となっており、連日開廷しているケースが多いが、審理期間中に休みの日が入っているケースや、週をまたいで公判期日が入っているケースもあり、裁判員の記者会見の中では、「審理の間に休みの日が入ることによってクールダウンすることができた。」「頭を整理することができた。」といった肯定的な意見もあった。

罪名としては、「覚せい剤取締法違反、関税法違反」が36件中17件と圧倒的に多数を占めており、次いで「強盗致傷」が8件となっている。裁判員裁判では、公判前整理手続で、事件の争点を整理してから裁判を始めるので、今のところ、争点が比較的単純な覚せい剤の密輸事件が多数を占めているが、「危険運転致死」や「殺人」などの事件も徐々に始まってきている。

(選任手続)

(裁判員等選任手続の流れを簡単に説明した後、以下の説明を行った)

候補者として選定された候補者が、選任手続の各段階でどのように辞退が認められるなどしていったかにつき、昨年12月末までに行われたもの(全国は138件、千葉は13件)に基づいて説明する。

「呼び出すべき候補者の選定人数」の総数は、全国で1万2953人であり、1件あたりで考えると、全国では、93.9人、千葉では92.3人が選定されていることになる。

呼び出す候補者として選定された候補者のうち、「調査票の記載に基づいて呼び出さない措置をとった候補者の人数」は、全国では25.6人、千葉では19.2人となっており、その結果、実際に呼出状を発送した人数は、全国では68.3人、千葉では73.2人となる。

「質問票の回答により辞退を許可した候補者の人数」は、全国23.4人、千葉24.8人となっている。

選任手続期日当日の「出頭者数」は、全国が37.8人、千葉40.6人であり、「出頭率」は全国が89.3%、千葉89.9%となっている。

選任手続当日に「辞退を許可した人数」は、全国が3.9人、千葉3.7人となっている。

全国と千葉では若干の違いも見られるが、概ね同様の傾向となっている。

ここで着目したい数値は、呼び出さない措置率と呼出取消率であり、調査票の記載に基づいて、全国では27.2%、千葉では20.8%の方について「呼び出さない措置」がとられた結果、その方々は実際には呼出状の送付を受けていない。また、呼出状を受け取っても、質問票の回答で辞退が認められると、全国では34.3%、千葉では33.9%の方が呼出を取り消されて、実際に裁判所に来る必要はない。裁判員制度を軌道に乗せるためには、国民に過度の負担をかけないようにする必要があるので、裁判所に来る前に辞退を柔軟に認めることにより、国民の負担を和らげることができていると考えている。その結果、出頭率が全国では89.3%、千葉では89.9%という高水準を維持できていると思われる。

他方、選任手続当日の出頭者数は、全国では37.8人、千葉では40.6人となっており、裁判員として選ばれるのが6人で、補充裁判員として選ばれるのが2人程度なので、8人程度を選ぶのに、40人程度、裁判所に来る必要があるかという課題もある。

この点については、補充裁判員が2人の場合、選任手続当日に、検察官と弁護人はそれぞれ5人ずつ理由を付さずに不選任請求をすることができるので、選任手続が成立するためには、最低でも、裁判員6人、補充裁判員2人、検察官と弁護人が

それぞれ理由なし不選任請求できる5人ずつを合わせた合計18人が必要となる。また、選任手続当日に辞退を申し出る方もいるので（平均4人）、多少余裕を持った人数に来てもらう必要がある。実際に裁判所に来る方は通常の事件では30人程度に絞り込むことが必要ではないかと考えているので、千葉地裁では、事件の内容や審理日数などに応じて最初の呼び出すべき候補者の人数を絞ることにより、出頭者数を絞り込む取組を始めている。

（調査票の返送・回答状況）

昨年11月、候補者に調査票を発送して、回答を受けた。

千葉では、今年1年間の裁判員候補者2万7000人の名簿を調製したが、約3分の1の方からの回答があった。そのうち、5095人の方から定型的辞退事由の申立てがされた。

なお、参加が困難である月があれば、その月を2つ回答してもらっているが、3月、2月、1月の順で多くなっている。

- 公判期日は3日程度だと思っていたが、5日かかった事件もあるようだ。これは何か特殊事情があったのか。それとも、このような事件も少なくないのか。
- 取り調べる証人の数が多いケース等は、ある程度の日数をとらないと、裁判員が消化不良になってしまうので、事件の内容を理解してもらうために必要な日数をとったということだと思われる。
- 薬物の事件は通訳が必要なケースも多いと思われるが、要通訳事件はどのくらいあったのか。
- △ 薬物事件は17件終了しているが、そのうち16件は要通訳事件であった。
- ◎ 続いて、これまで裁判員を経験した方々からのアンケート内容について、担当者から説明する。
- アンケートは、裁判員、補充裁判員、候補者の3種類となっており、対象期間は平成21年8月3日から11月30日まで、対象とした裁判員事件は全国の77件についてのものである。

裁判員に選ばれる前の気持ちとしては、「やりたくなかった」と「あまりやりたくなかった」が合わせて58.6%を占め、「積極的にやってみたい」と「やってみたい」の合計26.2%を大きく上回っている。そして、このような傾向は、補充裁判員や候補者についても同様となっている。

ところが、裁判員となった方は、「非常によい経験と感じた」が56.1%、「よい経験と感じた」が41.9%となっており、98%の方に肯定的に評価していただいている。補充裁判員についても、同様の結果となっている。

「審理内容の理解のしやすさ」では、72.2%が理解しやすかったと、「評議における話しやすさ」では、82.4%が話しやすい雰囲気であったと回答している。また、「評議における議論の充実度」では、75.7%が十分に議論できたと回答している。したがって、これまでのところ、分かりやすく充実した審理と評議が行われているのではないと思われる。

アンケート用紙には、「ご自由にお書きください」とする問がいくつかあるが、これらの記載の中には、

- ① 裁判員等に選ばれなかったときは、何時ころ帰れるのか明記してもらいたい(そのほうが仕事の調整がしやすい。)
- ② 裁判員に選任されてから公判までは、一定期間(2日、3日、1週間)空けてもらいたい。
- ③ 休憩があっても、行動範囲が限られているので、気分転換しにくい。といったような意見もあった。
- ◎ 続いて、これまで裁判員を経験した方からのアンケート結果の中のいくつかの意見について、地裁委員の意見をうかがいたい。

まず「裁判員等に選ばれなかったときは、何時ころ帰れるのか明記してもらいたい(その方が仕事の調整がしやすい。)」というものである。

この点は、確かに、裁判員の意見どおり、選任手続の終了時刻を明記した方がその後のスケジュールを立てやすいというメリットがあると思われる。また、裁判員候補者には現在午前9時30分に裁判所に来てもらっているが、裁判員選任手続は長くても2時間程度で終わっており、選任されなかった候補者は午前11時30分には退庁している。そこで、呼出状等に「裁判員に選任されなかった場合には、午前11時30分には帰宅していただけます。」と表示することも考えられる。

しかし、裁判員選任手続の終了する時刻は、個別に質問を受ける候補者の人数や個々の候補者に対する質問にかかる時間によって大幅に変わるものであり、当日に辞退を申し出た候補者がいた場合には、その候補者に個別に事情を聞く必要があるところ、当日どの程度の人数が辞退を申し出るかは予想することができない。同じ覚せい剤の密輸事件でも、個別の質問が必要な候補者がいなかった場合もあれば、10人だったこともある。

仮に、午前11時30分には帰宅できると明記してしまうと、予想外に時間がかかった場合には、かえって候補者に迷惑をかけることにもなると思われる。

そこで、呼出状等に選任手続の終了時刻を記載すべきか、仮に記載するとして、どのように記載するのが適当か、意見をうかがいたい。

- 選任手続が午後までかかることもあるのか。
- △ 個別の質問が必要な候補者の数が多い場合にはありうるが、通常、午後からは審理日程が組まれているので、午後までかかる可能性はほとんどないと思われる。
- 当初記載された時間から延びるより、短くなった方がよい。
- もし裁判員に選ばれたら、午後も拘束されるのであるから、運が良ければ早く帰れると思う人もいるのではないか。
- 通常の事件の場合は、呼出状に「選任手続は午前中には終了する見込みです。」と記載する程度でよいのではないか。
- 「多少時間のずれはある」という趣旨の文言を入れると親切だと思われる。
- ◎ 続いて「選任手続期日当日の各手続の所要時間を教えてほしい。」という意見があった。

選任手続期日当日は、オリエンテーションDVDの上映、当日用質問票の記載、集団質問、個別質問、辞退希望者の辞退の許否の判断、裁判員を選任するくじの実施と進行するが、各手続にかかる時間や、その間のどのタイミングで休憩時間が入

るのかを教えてほしいというものである。

確かに、各手続の所要時間や休憩時間が分かれば、トイレに行くタイミングも分かり、候補者の不安要素が解消できるし、手続が今どこまで進んでいるかがわかるので、「待たされている」という感覚も和らぐと思われる。

しかし、オリエンテーションで候補者から質問が多数出たり、裁判官、検察官、弁護人が当日用質問票の確認作業に手間取ったり、あるいは、候補者から想定外の辞退の申し出等があるとその許否を判断するのに時間がかかったりするので、個々の手続の所要時間は事前に読めないところがあり、事前に所要時間を説明して、仮に当初説明したとおりに手続が進まない、かえって不満を持たれる方もいると思われる。

そこで、選任手続期日当日のスケジュールの案内をどの程度詳しく行うべきかについて、意見をうかがいたい。

- 周囲の担当者に聞くことにしたらどうか。事前に「何なりと聞いてください」と候補者に伝えておけばよい。
- 例えば、旅券の申請に行ったときには、壁に「①」「②」等と記載してあり、自分の手元に当日の流れに関するメモが配られる。他部署の窓口のノウハウを学んだらよい。
- 呼ばれた候補者は不安を持っているだろうから、周囲に質問できる人がいれば安心である。
- おそらく聞きたい内容は、「今、トイレに行ってよいか」等であろうから、そのようなことが質問できるシステムになっていればよい。
- 担当者は何か腕章をつけているのか。
- △ 赤いネックストラップをつけており、候補者からの質問に対応するシステムになっている。
- その人に何でも聞いてくれと説明しているか。
- △ 説明している。
- その人の存在に気づかないかもしれないので、説明の中で強調すれば、候補者の不安も解消されると思われる。
- 候補者待合室の様子はどんな感じか。
- △ 皆さん緊張しているようである。担当者から質問の有無を呼びかけても、そのときには手は上がらず、その後の休憩の際に声をかけられる。
- △ 今は待合室の壁に選任手続の流れを記載した大きな書面を掲示し、オリエンテーションの中で、口頭で、それぞれの手続にかかるおおよその時間と、どのタイミングで休憩時間が入るかを説明している。今後は、今行っている手続を矢印にして、手続の流れを記載した大きな書面上で進行に合わせてずらす実験をしている。今後、更に検討していきたい。
- ◎ 次に「裁判員に選任されてから公判までは、一定期間（2日、3日、1週間）空けてもらいたい。」という意見があった。

裁判員候補者は、裁判員に選任されると3日程度の期間拘束されるが、裁判員に選任されないと半日程度拘束されるだけである。

そこで、選任手続期日に引き続いて公判期日が設けられていると、候補者としては、裁判員に選任されることを前提としてあらかじめ3日間の期間のスケジュールを空けて選任手続に臨まなければならないことになるが、選任手続期日と公判期日を別の日に行えば、裁判員に選任されてから3日間のスケジュールを調整すればよいので、候補者にとっては便宜とも考えられる。

しかし、選任手続と公判期日を分けると、裁判員に選任された方は、公判期日3日の外に選任手続のために余分に1日裁判所に来なくてははいけなくなるので、負担が重くなるというデメリットもある。また、日を空けることによって、体調の変化などの事情から裁判所に来ていただけない可能性が高くなるといったことも懸念される。

そこで、選任手続と公判期日を分ける方法の当否について、意見をうかがいたい。

- 長くてよかったという人はいないので、期間は短い方がよい。選任手続後、ただちに公判期日が始まった方が、選ばれた裁判員は逃げようがないが、1日空くと、嫌だと思って、来ない可能性もある。あらかじめ3日間のスケジュールを空けて、結果的に選任手続のみで済めば、仕事を休むこともできる。
- 選任手続と公判期日が別になっている事件もあるようだが、何か理由はあるのか。
- △ 別の用事が入っている等、当事者側の事情によるものである。
- 裁判員となることを権利と考えている人は、選任手続と公判期日が空いていても連続していても大丈夫だろうし、義務と考えている人は、どちらでも嫌であろう。こちらの関心事は、裁判員制度が始まって、公平な裁判ができているかという点である。弁護人は苦勞しているのではないか。裁判員裁判への参加は義務なのでやらざるをえないのだから、訴訟関係人のスケジュールに裁判員が合わせる形でよいのではないか。
- ◎ 裁判所としては、できるだけ裁判員等の負担を少なくしたいと考えている。
- ◎ 次に「休憩があっても、行動範囲が限られているので、気分転換しにくい。」という意見があった。

休憩時間の取り方は各裁判体ごとに様々であるが、概ね1時間審理をしたら、10分ないし20分あるいは20分ないし30分の休憩を取る例が多いようである。このような休憩時間の取り方については、アンケート結果でも好意的な意見が多いが、中には、気分転換しにくいという意見もある。

ほとんどの裁判員は初めて裁判所に来て、初めて法律的なものの考え方に接するので、その疲労感は大抵のことではないと思われる。従って、十分な休憩時間を取りながら審理を進めることが望ましいところ、他方で、多くの裁判員は、仕事や家事の都合を付けて裁判に参加するわけなので、全体としての拘束期間を短縮するという要請も強いと思われる。

そこで、できる限り効率的に休憩をとり、気分をリフレッシュしながら審理を進めるためには、どのような方法が効果的か意見をうかがいたい。

- 裁判員としての仕事が終わるのは毎日午後5時くらいか。
- △ そのとおりである。
- アンケートの結果によれば、今のスケジュールで良かったと言っているようなの



で、今のままでよいのではないか。

- 裁判員になったら、そのことに集中しているので、それほどリラックスはできない。よって、それほど気を遣わなくてもよいと思われる。自分が模擬裁判の裁判員を経験したときには、そのことが片時も離れなかった。
- ◎ 今、裁判所では、リフレッシュしてもらうためにどのような方策をとっているのか。
- △ 評議室には紅茶やコーヒーが用意してある他、ペットボトルのお茶が用意してある。また、旅行、料理、スポーツ等の雑誌等も備え付けてあり、応接セットがある。
- 今と同じ程度でよい。裁判員を務めるのは疲れることであるが、大切なことである。
- ◎ 他に裁判員裁判の件で何か質問はあるか。
- 育児、介護を理由として出頭が困難だった人はいたか。
- △ いなかった。子供を保育所に預けて出頭した人がいた。
- 裁判員裁判を経験した法曹関係者の感想を聞きたい。
- 分かりやすいという意見をもらってありがたい。かなり以前から検察庁としては研究を重ねていたので、その成果が上がったのだと思っている。今後、難しい事件も行われるので、そのあたりがどうなっていくのか、真価が問われるところである。
- 模擬裁判のときもそうだったが、裁判員が事案を理解して意見を言い、頑張ってもらっている。日本人の底力を感じた。とてもありがたく感じている。今後、否認事件も増えてくると思われるが、きちんと対応してもらえるとと思っている。
- アンケートの結果に「良い経験ができた」という記載があるが、その理由はどのようなものが記載されていたのか。
- △ 「なかなかできることではない」、「判決ができる過程がわかった」、「社会現象を身近に感じた」等というものがあつた。

## ○テーマ2「過払金返還請求事件の実情」

- ◎ 次に過払金返還請求事件について担当者から説明する。
- △ 貸金業者から利息制限法1条に規定されている利率（15%から20%）を超える約定利率で借入れをした場合に、借主の支払いを利息制限法所定の制限利率で引直計算し、制限超過部分を元本に充当した結果、元本が完済になった以降に支払われた本来支払う義務のない過剰な支払分を過払金と称している。なぜ過払金が発生するのかというと、貸金業者が定める利率と利息制限法の利率に大きな開きがあるからである。つまり、貸金業者の大半は出資法の上限利率である29.2%すれすれで貸付けを行っていることによる。
- 利息制限法1条1項は、同法の制限を超える利息は、その超過部分につき無効と規定し、同条2項は「債務者は、前項の超過部分を任意に支払ったときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない。」と規定している。
- 最高裁は、債務者が利息制限法所定の制限を超える金銭消費貸借上の利息・損害金を任意に支払ったときは、右制限を超える部分は、民法491条により残存元本

に充当されると判示し（最大判昭和39・11・18）、超過利息の元本充当を認め、さらに、制限利率を超える額の利息が元本が消滅してからも支払われた場合、債務が消滅すれば利息は生ぜず、したがって利息制限法の適用もないから、元本が消滅してから支払われた部分は、不当利得として返還請求できると判示して（最大判昭和43・11・13）、元本充当後の過払利息の返還請求を認めた。

利息制限法の制度趣旨は、①高利貸から債務者を保護すること、②市民金融を確保することであったが、利息制限法1条2項の「任意の支払」は、詐欺や脅迫等による支払以外は任意性があると緩やかに解釈されていたこともあり、利息制限法により返還請求できない超過部分は事実上債権者の手元に残ることになり、債務者の保護に欠けるのではないかと指摘されるようになった。

そのため、「超過利息の元本充当、元本完済後の過払利息の返還請求の認容」という判例理論が確立した。

このように、利息制限法1条2項には、超過利息は任意に支払ったときは返還請求できないと規定されているにもかかわらず、最高裁判例により、超過利息は元本に充当され、元本消滅後の超過利息については返還請求が認められることになり、利息制限法1条2項は、一連の最高裁判決の結果、空文化されたと言われる。

そして、平成18年の利息制限法改正により、1条2項は削除されることになっている（平成22年6月18日までに政令で定める日から施行される。）。

昭和58年に貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）が制定され、債務者が利息制限法を超える利息を任意に支払ったときは、貸金業者が契約内容等を記した法定書面（17条書面）を契約締結に際して交付しており、かつ弁済を受けた際に法定の受取証書（18条書面）を交付している限り、超過部分の支払いは有効な利息債務の弁済とみなされ、超過部分の返還請求ができなくなった（貸金業法43条1項）。判例も平成2年ころまでは、貸金業法43条1項のみなし弁済の適用をある程度緩やかに認定する傾向もあり、利息制限法に関する判例法の意味は、少なくとも部分的に失われていた。

しかし、その後、多重債務者の救済のため、判例は貸金業法43条1項のみなし弁済の適用を厳しく認定する方向に傾き、最高裁も平成18年1月に至り、グレーゾーン金利による貸付けについて、原則として、事実上貸金業法43条1項のみなし弁済の適用は認められないとした。

超過利息（過払金）の返還の問題は、利息制限法の規定、判例理論による利息制限法1条2項の効力の空文化、貸金業法43条1項のみなし弁済による判例理論の無力化、再び判例理論による貸金業法43条1項のみなし弁済の空文化という変遷をたどってきた。

次に事件動向等であるが、平成18年1月13日の最高裁判決以降、過払金返還請求事件が急増している。過払金返還事件を含む不当利得返還事件について、千葉簡易裁判所を例にとると、通常事件に占める不当利得返還事件の割合は、平成17年が6パーセントであったものが、平成18年は15パーセントになり、平成19年、20年が35パーセント、平成21年は49パーセント（5398件中2660件）を占めている。また、千葉地方裁判所では、平成21年は31パーセントを占めて

いる（３９０２件中１２１３件）。

さらに、過払金返還事件では、事件の掘り起こしが進み、事件は年々増加している。近時は、民事通常訴訟の約半数がこの事件で占められており、この種の事件を適正かつ効率的に進行させ管理することが、地方裁判所及び簡易裁判所の民事部門の当面する大きな課題となっている。

昨年前半ころまでは、貸金業者に裁判所から訴状が送達されると、当事者間で訴訟外の話合いが進行して支払いが済み、訴えが取下げになるケースが多かった。しかし、経済不況等で過払金の返還に当てるべき資金を運転資金に回さざるをえないなど貸金業者の資金繰りは苦しくなっている。特に銀行系以外の中小貸金業者は、判決に至らないと支払いに応じない状況になって来つつある。

特に過払金返還事件の増加が著しい簡易裁判所においては、法廷の開廷数を増やすなどして過払金返還事件を集中的に処理したり、事件に応じて和解や判決の見通しを早期に判断するなど適正迅速な処理に努めている。

また、本来簡易裁判所における裁判の中心となるべき少額訴訟事件などの市民紛争型事件に力を注ぐべく、訴訟以外の調停の活用も検討されている。

- 調停事件は増えているのか。
- △ 千葉はそれほど多くない。
- 訴えが提起されてから、事件終局まで、平均してどのくらいの期間がかかっているのか。
- △ お金を借りている期間にもよるが、概ね半年以内に終局している。
- 和解や取下で終わるものはどの程度あるのか。
- △ 判決で終わる割合は増えているが、半数以上が取下げで終わっており、期日を開くものは３期日程度で終了している。中小の貸金業者以外は、判決が出れば、命じられた金額を支払うとのことである。

以 上